

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	16	府省庁名 厚生労働省	
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（徴収規定）		
要望項目名	求職者支援制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容 （概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 職業訓練受講給付金は現在全て非課税だが、求職者支援制度の見直しについて、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において、検討を行い、この結果を踏まえ所要の措置を講ずる。</p> <p>・特例措置の内容 現在のところ、未定である。</p>		
関係条文	<p>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）</p> <p>第9条（譲渡等の禁止） 職業訓練受講給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。</p> <p>第10条（公課の禁止） 租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。</p>		
減収見込額	[初年度]	（ - ）	[平年度]（ - ）
	[改正増減収額]	-	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 職業訓練受講給付金については全て非課税にされているが、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」附則第13条において、施行後3年を目途として、施行状況を勘案して見直しを検討する旨が規定されていることから、求職者支援制度の見直しについて、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討を行っている。 当該検討の結果、職業訓練受講給付金について所要の見直しを行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性 職業訓練受講給付金は、その給付目的達成のため必要最小限度に設定するものであり、これに対して課税した場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 憲法第25条に国の社会的使命として明らかにされている、国民に対する最低生活保障の原則に矛盾する ○ 人材育成や失業者の就職の促進等、極めて重要な政策目的に向けた給付の効果が減殺される等の理由から、非課税措置が不可欠である。 		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 施策大目標 Ⅳ-5 「求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること」
	政策の達成目標	特定求職者に対し、職業訓練の実施や職業訓練を受けることを容易にするための職業訓練受講給付金の支給等を通じて、特定求職者の就職を促進させ、職業及び生活の安定に資することで、セーフティネット機能の強化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	職業訓練受講給付金は、その給付目的達成のため必要最小限度に設定するものであり、これに対して課税した場合、憲法第25条に国の社会的使命として明らかにされている、国民に対する最低生活保障の原則に矛盾する、人材育成や失業者の就職の促進等、極めて重要な政策目的に向けた給付の効果が減殺される等の理由から、非課税措置が不可欠である。
	ページ	16—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	職業訓練受講給付金に係る非課税については、法律の制定に合わせて平成 22 年度に非課税措置の創設の税制要望を行った。